

記入例 和水町おでかけ交通「あいのりくん」利用登録用紙

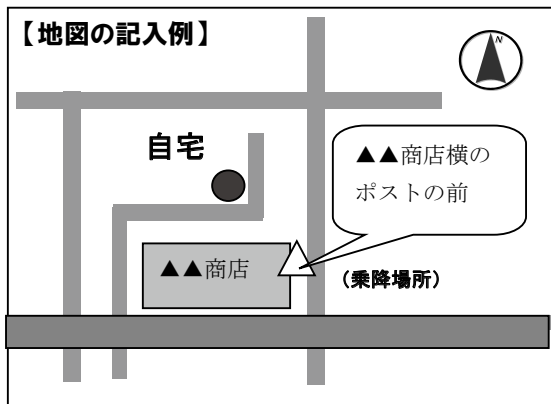
- 「あいのりくん」の利用を希望される方は、必要事項を記入して、役場本庁まちづくり推進課、三加和総合支所住民課または和水町福祉センター（社会福祉協議会）に提出してください。
- 登録用紙に記入いただいた個人情報は「あいのりくん」の運行に関すること以外には一切使用しません。
- 家族など、同じ住所で複数の方を登録することができます。

住所	〒 ●●● - ●●●●	申請日	平成●●年●●月●●日	
	和水町 ●● ●●	自宅電話番号	0968 - ●● - ●●●●	
ふりがな	性別	生年月日	携帯電話番号 (緊急連絡先) ※お持ちの方のみ	障害者手帳 の有無 ※
利用者氏名				
なごみ たろう	男・女	明・大・昭・平 12年1月2日		有・無
和水 太郎				
なごみ たろう	男・女	明・大・昭・平 20年6月10日	090-●●●●-△△△△	有・無
和水 花子				
なごみ じろう	男・女	明・大・昭・平 7年10月2日	090-●●●●-△△△△	有・無
和水 次郎				
	男・女	明・大・昭・平 年 月 日		有・無

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

あいのりくんの運転手や予約センターに知っておいてもらいたいことがあればご記入ください。

- 地図の記入例を参考に「自宅付近の乗降場所」を記入してください。
- 円滑に運行ができるよう、「なるべく広く安全に乗り降りできる場所」を指定してください。なるべく目印も併せて記入してください。



【お問い合わせ先】
和水町役場本庁まちづくり推進課 電話：0968-86-5721

10月2日（月）からいよいよ運行開始！ 「あいのりくん」利用登録の受付を開始します

町では、日常生活の移動手段を確保するため、10月2日（月）から、和水町おでかけ交通「あいのりくん」の運行を開始します。路線バスなどの公共交通機関の利用が不便な地域にお住まいの人や、自家用車を運転しない人などの通院や買い物などをはじめ、和水町にお住まいの人ならどなたでもご利用いただけます。

「あいのりくん」は、利用登録した人からの「電話予約」を受け、利用者の自宅付近から町内8カ所の目的地まで、他の利用者との「乗り合い」により、安価な運賃で運行する新しい公共交通です。

「あいのりくん」の運行車両は、町内の民間タクシー（高瀬合同タクシー・三加和タクシー）の車両を利用します。

一般タクシーの運行との違いが分かるよう、ドアの部分に「あいのりくん」と表示したステッカーを貼って運行します。



あいのりくんを利用するには「利用登録（無料）」が必要です。利用を希望する人、利用する可能性のある人は事前に利用登録をしてください。

利用登録は9月6日（水）から受付を開始します。

《利用登録の手順》

①利用登録用紙に必要事項を記入

- 9月1日の区長便で、町内全世帯にあいのりくんの利用案内（パンフレット）と利用登録用紙を配布していますので、ご確認のうえ必要事項を記入してください。
- 利用登録用紙は、本庁まちづくり推進課、三加和総合支所住民課、和水町福祉センター（社会福祉協議会）にも用意しています。また、町のホームページからダウンロードできます。

②利用登録用紙を提出

- 必要事項を記入した利用登録用紙は、本庁まちづくり推進課、又は三加和総合支所住民課、和水町福祉センター（社会福祉協議会）へ直接提出してください。
※郵送の場合は、本庁まちづくり推進課にご提出ください。
〒865-0192
和水町江田3886番地 和水町役場 本庁
まちづくり推進課 宛て

③利用登録の完了

- 利用登録用紙の受付後「1週間を目安」として、予約センターへの利用予約が可能となります。

10月2日からの運行に関する電話受付は、9月25日（月）の9時から予約センターで受付を開始します。